

## ○産業建設委員長報告

産業建設委員会委員長 谷 崎 徹

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第27号 鳴門市治山事業分担金徴収条例の制定について」ほか議案3件及び請願1件であります。

当委員会は去る3月11日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

また、請願1件につきましては、お手元へ配付の請願審査結果報告書のとおりであります。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第27号 鳴門市治山事業分担金徴収条例の制定について」であります。市が行う県単治山事業について、地方自治法第224条の規定に基づき受益者から分担金を徴収するにあたり必要な事項を定めるものでした。

理事者からは、従来治山事業を行う際には県の補助金と市の負担金のみで受益者負担はなかったが、平成18年4月1日より施行された鳴門市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例では、急傾斜地崩壊対策事業を行う場合に、受益者から分担金を徴収できるようになっていることから、この場合と均衡を保つため、治山事業においても分担金を徴収できるよう新規に条例を制定するものであるとの説明がありました。

委員からは、受益者が支払う分担金の額について確認があり、理事者からは、県の補助率である事業費の1/2を差し引いた残額の1/3、つまり事業費の1/6を、該当する全受益者で負担してもらうとの説明がありました。この1/6という負担率の根拠については、急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担率に合わせたものとのこ

とでした。また、委員から、条文中の受益者の定義及び分担金の負担割合について質疑があり、理事者からは、基本的には危険箇所があるなどの理由で事業を希望する方をはじめ、事業によって利益を受けると認められる方を受益者とし、分担金の負担割合については、受益者間で話し合っただけで決めてもらうものとするが、同じ区域においても治山事業により利益を受ける割合は異なる場合もあるため、どのような負担割合にするかなどについては市の担当者が話し合いに参加し、地域の方と協議をする中で決定していく流れになる予定であるとのことでした。また、分担金の納付について、条例で規定はないが分納等の措置は可能かとの質疑があり、理事者からは、分担金の支払いが困難な方への措置については当事者との話し合いなどにより慎重に判断し、条文中の減免措置に関しても適用をどの範囲に定めるかを今後明確な規定のもとで運用できるようにしたいとの説明がありました。

本議案に対して、委員からは、分担金の負担割合や減免の適用について、行政担当者によって判断が変わることのないように要綱等をきちんと整備し、明確な規定の中で疑義のない運用ができるよう対応してほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第28号 松茂町ほか二町競艇事業組合と鳴門市との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の受託に係る協議について」であります。松茂町ほか二町競艇事業組合からモーターボート競走の管理及び執行に係る事務の委託を受けるため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、具体的に今までとどのような変更があるのかとの質疑があり、理事者から、本場休催により売り上げ等がほとんど発生せず事務量の減少が想定されるため、経費負担に関する条項中に、事業組合が競走を開催しない場合は、経費の負担を免除する、とする但し書きを設けたとの説明がありました。今回の本場休催に際し

て代替開催が認められているのは鳴門市のみで、松茂町ほか二町競艇事業組合に関しては開催がなくなるため、実際には経費負担はなしとなる見込みであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第29号 鳴門市と丸亀市との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の委託に係る協議について」であります。が、鳴門市が本場休催中の代替競走を行うにあたり丸亀市へモーターボート競走の管理及び執行に係る事務を委託するため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、2年間の本場休催に対し委託期間が1年間となっていることについて質疑があり、理事者からは、レース日程が全国配分によって決まるものもあるため1年ごとに申請を行うこととなっており、2年目の委託についても日程が決まった段階で申請を出す予定であるとの説明がありました。

また、丸亀市に委託するにあたって、必要経費は鳴門市が全て支払うこと、代替レースで上がった利益部分については、丸亀市と折半とすることが協議により決定しているとのことでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第30号 鳴門市と宮島競艇施行組合との間におけるモーターボート競走施行に関する事務の委託に係る協議について」であります。が、鳴門市が本場休催中の代替競走を行うにあたり宮島競艇施行組合へモーターボート競走の管理及び執行に係る事務を委託するため、地方自治法第252条の14の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、委託先を宮島競艇施行組合とした理由について質疑があり、理事者から、代替競走の委託先は日本モーターボート競走会のあっせん課で決定されており、今回は全国24場のうち開催日数が少なかった宮島競艇施行組合に委託することとなったものであ

るとの説明がありました。代替レースで上がった利益部分については丸亀市の場合と同じく、折半とすることが協議により決定しているとのことでありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。